

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

留萌市長 中西 俊司

市町村名 (市町村コード)	留萌市 (01-212)	
地域名 (地域内農業集落名)	留萌地区 (春日町・瀬越町・山の上・浜中町・礼受町・川南・川北・潮静・大和田・東小和田・藤山・藤山駅前・藤山第1・藤山第2・藤山第3・藤山第4・幌糠第1・幌糠第2・幌糠第3・中幌第1・中幌第2・南幌糠・東幌糠第1・東幌第2・樽真布・開拓・峠下・美沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区の全体的な課題として、高齢化と後継者不足が挙げられ、遊休農地や耕作放棄地の発生が懸念されており、新規就農者や担い手の確保が必要である。

・当地区は大きく分けて4つの区域に区分できるが、各区域の課題については、西部においては、中心地に近く、新規就農者には良い場所であるが、田が少なく畑が多いため、水稻中心の留萌では借り手が少ない、藤山においては、賃貸したいが、地主が不明な土地があり、集積が進まない、幌糠においては、手入れの行き届いていない圃場が見られる、東部においては、中山間地域が多く、作業効率の悪い農地が多いといったような課題が挙げられる。

・また、水田の畑地化等が進むことで、生産性が低い土地については耕作放棄地となり、適切に農地が利用されない可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区は水稻を中心とした水田地帯であるため、高品質な米を主力としつつ、転作田においては既存のソバ、小麦、大豆、飼料用作物の収量・品質を向上させるとともに、新たな高収益作物の導入について検討していく。

・スマート農業を活用することで、担い手の負担を軽減するとともに、作業の省力化や効率化を図り、生産性を向上させる。

・農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	897.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	897.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積、集約化を農地バンク等を通じて進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえつつ、農地バンクを利用して段階的に集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在R8年度完了予定で事業が進んでいるため、今後も農業者の要望を取入れて、区画整備や用水路等の整備を始めとした基盤整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域おこし協力隊などを活用し、地域外からの新規就農や、法人への雇用など、担い手の確保に努めるとともに、地域農業者や関係機関と連携して地域に定着するよう育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業等についてはドローン防除組合等に委託をしながら、作業の効率化を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・①当地区においてはエゾシカやアライグマによる農業被害が甚大で、頭数も年々増えてきているため、電気牧柵等により被害の防止を図るとともに、市の被害防止計画に基づき駆除を行っていく。
- ・③当地区においては担い手の引き受け面積が増加しており、負担が増加していることから、補助事業等を活用しながらスマート農業を推進し、作業の省力・効率化を図り、生産性を向上させる。
- ・④必要に応じて畑地化を進めていく。